

ふじのくにづくり支援センター 2020年 十大ニュース

1 新しい未来への挑戦

- ・ 将来のふじのくにづくり支援センター及び三公社のあるべき姿を見据え、事業展開の方向性等を取りまとめた**中期計画**(3か年計画)を策定し事業推進。
- ・ **公有地取得事業**について、県事業の他、新規に東駿河湾環状道路や長泉町鮎壺公園など大規模事業を受託し、安定した事業量確保による事業展開。
- ・ キャッシュレス対応の一環として、伊豆中央道・修善寺道路の料金徴収に**ETC**多目的利用サービスの採用を決定。他の道路についても検討を開始。
- ・ **市町営住宅管理事業**について、富士市、島田市、焼津市の管理を開始し5市1町に加え、令和3年度より新たに1市の管理を受託予定。

2 執行体制の整備

- ・ **正規職員**について、令和2年度に土地公社1名、住宅公社3名の採用及び令和3年度からの道路公社2名の採用募集を実施。**嘱託員**については、インフラ技術専門員1名、住宅公社嘱託員4名を採用し、業務執行体制を充実。
- ・ 住宅公社で45年ぶりの新規事務所となる東部支所**富士出張所**を開設。また、道路公社での**西部駐在**配置見直しなど事業進捗に対応した組織体制を整備。

3 健全経営の推進

- ・ **インフラ技術支援**では、「公共工事発注者支援機関」として継続認定を受け、12月末現在で8機関から17件の発注者支援業務を受注。
- ・ **令和元年度決算**において、土地公社では24億円の事業量確保により2年連続の経常黒字、住宅公社では17期連続の経常黒字を達成。

4 計画的な事業推進

- ・ 沼津市内浦重須地区**高台移転事業**について、共同事業施行方式により住宅用地整備工事を完了し、移転者に宅地売却の予定。
- ・ **地籍調査**については、静岡県第7次十箇年計画に基づき整備促進を支援。川根本町から今後10年にわたる地籍調査支援事業の協力要請を受諾。
- ・ 伊豆スカイライン**十国橋**のリニューアルなど新グランドデザイン集中整備事業(5年間)が終了し、達成度評価報告書を作成。
- ・ 伊豆中央道**江間交差点**立体化事業及び江間料金所6ブース化が完了、7月からの供用開始によりお盆期間中のピーク時の渋滞が緩和。

5 顧客サービスの拡大

- ・ **外国人入居説明会**について、ポルトガル語版の入居説明DVDを更新し、スマホを活用したビデオ通話によるリモート説明で実施へ。修繕等サポートにも活用。

- ・ 80 歳以上の単身世帯全戸への電話連絡サービス「お元気ですかコール」の開始や、団地自治会への「非接触型温度計(体温計)」の贈呈など、高齢者やコロナ禍における自治会活動の支援を強化。

6 リスク発生への対応等

- ・ 修善寺道路及び伊豆スカイライン料金徴収員による**通行料金着服事件**を教訓として、公社監督体制の見直しや ETC 多目的サービスの導入など抜本的な不正防止対策を実施。

7 新型コロナウイルス感染症対策等

- ・ 事業継続計画(BCP)に基づき国事業再取得など優先業務及び縮小業務を整理し着実に履行。対面交渉が必要となる**用地交渉**は地権者の了解を得て実施。
- ・ **公社有料道路**において、緊急事態宣言下でのUターン呼掛け等移動自粛の実施により4月、5月の通行台数が半減。10月からは前年比増と徐々に回復。
- ・ **住宅窓口業務**において、マスク着用、飛沫感染防止ボードの設置、消毒液配置、検温、多人数の入室制限などの感染防止対策を実施。
- ・ コロナ感染発症団地の消毒・対応マニュアル策定の他、コロナ禍の影響を受け住居を失った方を対象に県営住宅等を**目的外使用**により提供。(12月末25件)

8 戦略的な広報展開

- ・ **ネックストラップ**、クリアファイルを作製しセンター一体化醸成へ向け PR 展開。
- ・ 島田市公社から初めて受託した「**賑わい交流拠点事業**」から体験型フードパーク「KADODE OOIGAWA」が開業。公社事業の多様な受注可能性をPR。
- ・ 伊豆スカイライン料金割引キャンペーンや伊豆・箱根ぐるっと満喫スタンプラリーの実施など関東地方まで視野に入れた**戦略的広報**を展開。

9 業務効率化・事務改善

- ・ ICTや新技術の現場導入を推進するため、「ふじのくに i - Construction 推進支援協議会」へ加入。
- ・ **破損擬木**の再活用による駐車場防護柵の設置や**ファイルサーバ**のバックアップ環境構築など事務改善を実施。

10 総務関係等

- ・ **センター等理事会**や**評議員会**などを書面形式での開催に変更し実施。
- ・ 在宅勤務の実施による出勤者削減の取組や時差勤務の導入など新型コロナウイルス感染防止対策と併せ、働き方改革の一環として**ワークライフバランス**を推進。
- ・ 体調チェックシートの活用、消毒用アルコールの設置、定期的な換気、出張時の留意事項確認など職員及び職場内での**感染防止対策**を徹底。